

假字本末

附録

ホ 2
5587
4



門ホ2
號5587
卷4

冊四
號五和
函十一



假字本末附録

神代字辨

世ふ神代字取りとて。寫し傳へきるが種々あるをみ
る。多くハ亀ト形灼兆ふとよせり。とまぐりよ作
りたるものと見えり。さる中むあしよりこある
の。唯一ちといふ神道者形をみざりよ作りきるも
形あるはく。又そ形ふあぐひて。えせ人の後よ作りき
るもありと見えり。さらけかたもの形
り。又近き頃紅毛字を效ひて。新よ作りとねもなる
るが。何がの神社小傳をりきりなど。うゑくく

伴信友



○假字本末附録

。一

以可るも云々するを。そ終作する下終心さへよね
たからき。い者終も論ふもきらぬを。あるが中
字體もおほろさざかみて。みどりには作するものと
を云々するが三體あるを。今朝鮮もて。諺文といひて
用ふ國字の古體もて。吏道といふものとも見えたる。
さるを己がともぐられうひくくたぐ中に。まこと
終神代の終りとおもひまどへるが所る。かさは
論むきのせきり終む。いとくまどはくく終り
ぬ。いりて書終らぬて見せきよとあへるふもよ布さ
れて。かめく辨可てみむとてあるあり。それよつき

てもおのその吏道諺文の事を辨へおきて。次々小論
ふ終し。

○吏道といふを。朝鮮國ふはやく製りきる國字を
いふ名なり。其在朝鮮もて。もろあし終明律を印板
よする本終跋ふ。刑者輔治之法。不可為忽也尚矣。諸刑
家製律。或有過不及之差。有司病焉。此大明律書科條輕
重各有攸當。誠執法者之準繩。聖上思欲頒布中外。使仕
進輩傳相誦習。皆得以取法。然其使字不常。人々未易曉。
况我本朝三韓時。薛聰所製方言文字。謂之吏道。士俗生
知習熟。未能遽革焉。得家到戶諭。每人而教之哉。宜將是

書讀之以吏道導之以良能政丞平壤伯趙浚乃命檢校
中樞院高士裴與予囑其事中以白州知事徐贊所造刻
字印出無慮百餘本而試頒行庶不負欽恤之意也時洪
武乙亥二月初吉尚友齋金祇謹識と記せる吏道志也
なり。洪武乙亥二十八年なり。明太祖の年号を
用ひざるなり。此時の王は是年より四年前洪武
二十五年に高麗人李成桂が君高麗王を降して國
を奪ひ自ら王となりて名を且膽と改め明王と請
國号を朝鮮と更む諡を太祖康獻と改め明王と請
王と稱ふ今朝鮮王の始祖なり。さて此より引出せる
明律をさしお穂井田忠友が見せる由り委く告杞
あせて其抄録しける文を見せしるるに依るなり。忠
友云其書朝鮮制の刻本五冊あり。料帝ハその國の

諸官廳の廢紙を反し用ひざるが見え。義城縣印靈
山郡印など捺しるるもみえ。嘉靖二十一年の題
識見えあり。然れど其嘉靖此末の年おろし楷せる本
なる法し。さて其律に吏道を書る處みえ。本書の律
文の中間に衍字と見え。文義を隔ける字の一二
あるひも三四繞りけるが數處ある。洪武の原本は吏
道を更し漢字音を假借て書改て別し刻りけるか
の本なる法きおと。跋文に考合せて明なりといふり。
那布按ふ。原本の跋に刻字を以て百餘本を印出
て。試し頒行といふるを。それ律に吏道を施て活字

ものゝて。まづ百餘部を頒行して讀せ試みる由なり。
さて何り修るほどふ。世宗が世に托よびて。吏道の轉
訛を再修し。改て諺文を製り行むて。吏道を用ひざる
世となりぬるふ何をせく。舊本の吏道もてた。なるが
うに紛をしく然む。さらる刻板を造り。もとの吏道を
諺文に改免。おの其を漢字音を假借て。然を書かせる
ものあるを。跋文も亦舊本のまゝり。別言をた
附へざり修るものなる法し。その諺文のあととてそ
た。次は論ふ法し。さてそ
が吏道を製する薛聰ハ新羅人なり。其を朝鮮史畧の
新羅紀に。神文王が世譜に。薛聰が文才何りし事を載

て聰字、聰智。父元曉為沙門。淹該佛書。既而反本。自號小
生居士。元曉が事を宋高娶瑤石宮寡夫人。生聰聰生而
明銳。既長博學。能以方言解九經。義訓導後生。又善屬文。
と注す。能以方言云々の文。吏道を
製れる事は當りて聞ゆ。かの國籍を按ふ
る。その新羅が神文王といへるを。天武天皇の十年
より。持統天皇の四年まで世を知りし王を然む。薛聰
が吏道を製する頃。托よびて推知る法し。
○諺文といふ者。その國人成俔が著せる慵齋叢話に。
世宗設諺文廳。命申高靈成三門等製諺文。初終聲八字。
初聲八字。中聲十一字。其字體依梵字為之。本國及諸國

語音文字、所不能記者、悉通無礙。洪武正韻、諸字亦皆以
諺文書之。遂分五音而別之。曰、牙舌唇齒喉。唇音有輕重
之殊。舌音有正反之別。字亦有全清次清全濁不清不濁
之差。雖無知婦人、無不瞭然曉之。聖人創物之智、有非凡
力之所及也。と有り。世宗莊憲王と稱有りもろあゝま
を。永樂十七年より景泰二年よむねよび。わが皇朝の應
永二十六年より寶徳三年の頃よ當るまぐ世を知し
王なり。かの新羅の薛聰があらよりねちよかくて其
そ七百五十年の後に當れり。嘉靖六年は著たせ
成規が説ふ。又その國籍訓蒙字會嘉靖六年は著たせ
る書なり。なほ此書
の事ハ下に
いふはし。ふ記せる趣を参考ふるよ。世宗が頃すて

よかの吏道に字畫のねぢけりら差錯のどのいでき
て混はしくは方言の訛。字音に差誤あどもいぢた
く。とりばく混らましくねりきりなを。さらま字
體を一樣に定先五音四聲清濁を正し。合用作字の法
を立かどして。其を諺文と稱ひて廳を設て國人に教
へきりしものあるはし。松岡玄達が結聒録に諺文の
事を。其國ふと辞吐とも有りる由聞りと有り。又忠友
云。對馬人の説ふ朝鮮人の語に諺文を吏道ともいふ
をその異名よて。或ち里土ともい有りとかうりたる
由。聞ねよけりと有り。こきよと諺文を吏道より出

きるもの形るをよほく明なり。さき吏道とを。其國
より字形事をいへる言ふて里土。辞土形どいふを。轉
せる言形るはき事決し。かくて其諺文廳を設ふるは。
志むらく世宗が世に半頃とさぶ免て。かの明律は吏
道を書加へきりと以る。洪武廿八年よりハ、三十年
餘の後形事を然るに成規が叢話も。奮と吏道の
有りし由をむいにて。創て諺文といふ字を製りしと
く記せるを疎なり。かの明律をも見は。叢話も。嘉靖四
とたこある黄律が跋て。その嘉靖の頃ハ、その前ハ書と
領行すといふ。洪武の諺文廳を設きりし頃ハ、二十餘年の後
も當り。世宗が世に諺文廳を設きりし頃ハ、二十餘年の後

よそ百年ばかり後ハ、當り。成規を其國の明律も
廢る。さき讀見は。疑を闕て。叢話も。嘉靖の頃ハ、その前ハ書と
へさき讀見は。疑を闕て。叢話も。嘉靖の頃ハ、その前ハ書と
のこよむを記し。諺文の事ハ、俗生知習熟云々。との明律の
を。洪武の跋は。吏道の事ハ、俗生知習熟云々。との明律の
る。嘉靖の跋は。吏道の事ハ、俗生知習熟云々。との明律の
諺文。故今乃并著諺文字會。在邊鄙下邑之人。必多不
庶可。有曉諺文之益矣。との明律の
改定。ぬまき。諺文の邊鄙下邑。およむ。百
り。経ぬまき。諺文の邊鄙下邑。およむ。百
依る。ぬまき。諺文の邊鄙下邑。およむ。百
ある。ぬまき。諺文の邊鄙下邑。およむ。百
又叢話。小諺文の字體を。依。梵字。為之。といふ。其
字體の。いさ。く。梵字。に似る。も。あり。て。其。合
せて。用ふ。趣も。梵字。に似。たり。と。を。い。ふ。は。し。吏道も。原

○假字本末附録

を梵字に倣ひしるるものもあるべけきと。成俔が此諺文の由来に疎なる識りてを信がし。後人の推量説に據まるものどぞきおえらる。

○上ふ以る。世尔神代文字なりといへる三體を去こる舉て流ぎくふ論ふ流し。但し其三體に楷正なると。そきより轉まる略體のゐるを。漢字に准へく。今假る真行草といふ流し。さきその三體の事を論ふに流々て。假る其字の本様名目を設て。甲本乙本丙本。丁本といふ。

○甲本真字體

히	디	LT	니	싱
하	고	사	사	거
미	가	인	기	거
이	너	다	허	
이	시	하	더	
마	기	가	나	
나	고	머	파	
파	IT	가	기	
기	이	아	나	
다	CT	인	서	
미	아	퍼	어	

タ^タ
テ

ト^ウ
チ^オ
一^イ
十^エ
ト^ア

ヨ
コ

ス
フ
ツ
ル
ヌ
グ
ユ
ム
ウ

右神代文字推古天皇端正文已卯年所納於

當社也

昔文明九丁酉歲

高橋兼久

右甲本也。越後國蒲原郡伊夜比古神社の神主高橋兼久が寫置流るるを寫せりといふを。され其裔國彦も借りて寫せる形り。但その本書を神庫にありたるを。もと共み。江戸にもち出きりけるほど。旅宿にてこととおまぐ賊も奪らまき。失ひたるを。あの字は寫ハハヤく寫とり。家も傳を。さう。奥書も記せる事を。此字を珍らしく尊たものなせむとて。造言せるものなる事を。古書どもをなみえたるほどのものも此を識らるるを。文明の頃書きもの形を疑ひし。年号を大化を。古天皇此頃。以。年号あり。事。大化以前もより國史。を見えざる。あ。年号。大化。以前もより國史。を。見。え。ざる。あ。年。号。あり。事。大。化。以。前。も。よ。り。國。史。を。偽。作。り。て。年。代。記。と。い。ふ。類。の。書。は。書。加。へ。き。る。が。徒。

○假字本末附録

〇八

るを中昔の書み、そのきよ依りて記せりと見ゆる年号
 のきこえて、さらには信がとまきが多かるを其を前年
 せる長等、山風の附録、年号論の中、因よ考記せり、其
 説長けま、あ、種々、年号、りか、趣、記、せるもの推古
 天皇の御世、此端、正も、信、か、とき、年、号、記、せるもの、伊
 ある、中、此、端、正、も、信、か、とき、年、号、記、せるもの、伊
 都伎嶋、神社、縁起、文、推、古、天皇、端、正、五年、癸、未、と、書、る
 件、の、端、正、元、年、已、卯、の、干、支、は、合、ず、り、然、る、一、説、の、古
 奥、書、造、言、類、は、依、り、て、書、る、も、の、と、見、え、き、り、さ、れ、む、此
 頃、の、奥、書、あ、る、近、世、の、風、取、ら、ば、か、へ、り、て、文、明、は、さ、て
 件、は、四、十、七、字、の、右、旁、に、今、れ、尋、常、さ、ぬ、の、片、假、字、を、施
 せり。今按ふるも件の四十七字を以てゆる吏道もて
 もとを悉曇法によりきる五十音圖のおとく書て傳
 はりよりしなり。其を下の擧る乙本をみて知るべし。

然るを中むかし、その神道者、歌、どの、神代字、なり
 と、以、む、歌、して、伊、呂、波、歌、も、倣、ひ、て、唱、ふ、法、き、文、を、書、と
 とのへむとして、からくして、ま、げ、ヒ、フ、エ、ヨ、イ、ム、ナ、ヤ
 コトモチ。と十より千まで、此言の頭音を連ね、れど
 一つをヒ。二つをフ。七つをナ。九つをコ。百をモ。歌、ど、以
 ずるハ古言の例、あ、き、言、なり、その中、万葉集に、云、
七、國、と、書、る、ハ、畧、訓、の、例
 の書、さ、殊、よ、ヨ、ロ、ツ、と、以、ふ、法、き、を、ヨ、と、い、を、お、ほ、け
 ま、あ、り、移、ど、上、み、四、川、を、ヨ、と、い、ひ、と、色、む、せ、む、あ、と、歌、く、て、ヨ
 ロ、ツ、の、口、移、ど、枝、とり、て、あ、て、と、る、歌、ど、以、と、か、と、を、なり、か
 くて、ラ、より、以下、の、言、を、さ、ら、も、何、事、と、も、た、こ、え、ぬ、言

有り。あれも造言者其意もた。かのヨロヅを口といふ
るどく。くさくさにさざる。意義ある文ありとして。

神道の秘密傳授なり。やあとりけむ。享保の頃著せ

會ふ。或書云。天照太神告大己貴尊其靈句曰。人含道善

云々。大己貴尊與天八意命同意。以潮音が。妄作せる。舊

云と記せり。此説ハ。貞亨のあり。おぼゆまど。もとよ

事大成経の中に記せる趣なり。と。おぼゆまど。もとよ

り。海あり。なる。安説ども。趣なり。と。おぼゆまど。もとよ

る。だふ。堪が。と。く。か。と。へ。よ。み。と。ほ。さ。む

く。も。お。ぼ。え。ざ。が。だ。い。じ。の。れ。も。在。来。一。此。此。フ。云。ヨ。の。妄。説。の

り。と。ね。お。ぼ。え。ざ。が。だ。い。じ。の。れ。も。在。来。一。此。此。フ。云。ヨ。の。妄。説。の

辞。の。傳。る。より。て。安。説。を。作。り。そ。へ。き。さ。と。件。の。四。十。七

字。の。後。よ。別。る。載。たる。ナ。ナ。云。々。を。次。よ。舉。る。乙。本。の。字

音圖。此。横。行。の。字。原。なり。お。と。二。云。々。を。そ。の。横。行。の

字原なり。其由を次よ舉る乙本お見えて明なり。かく

て此横豎の字原をあくに擧ぐるを。その由とも取

き。ゆ。ら。お。と。ある。お。も。と。を。乙。本。お。お。と。た。音。圖。の

所。り。々。を。省。きて。ヒ。フ。云。ヨ。と。書。連。ね。ら。る。方。を。の。み

記。せる。が。何。と。お。く。お。の。豎。行。横。行。の。字。原。を。を。遺。せる

よ。て。乙。本。を。合。せ。る。よ。た。證。と。を。お。ける。なり。さ。と。そ。の

ナ。ナ。云。々。の。四。字。を。皇。國。の。言。を。吏。道。に。當。て。よ。み。ざ。ま

を。示。し。が。て。ら。に。書。る。なり。ヒ。フ。云。の。讀。言。と。を。異。ある

事。を。心。得。し。く。ほ。し。

○乙本真字體

○假字本末附録

イ ユ	ク	ル	コ ル	ツ	フ	ス	ウ
イ ユ	ク	ル	コ ル	ツ	フ	ス	ウ
ヨ	コ	ノ	ロ	ト	ホ	ツ	オ
イ イ	キ	ニ	リ	チ	ヒ	シ	イ
エ	ケ	ネ	レ	テ	ヘ	セ	エ
ヤ	カ	ナ	ラ	タ	ハ	サ	ア

ウ	ム
ウ	ム
ヲ	モ
イ	ミ
エ	メ
ワ	マ

右乙本也。次の丙本とももる。本書の在所詳あらば。世
 は寫傳へきるる三本を合せり。互に見合て訂し寫せる
 あり。あまも尋常の片假字をさしきり。あれ韓國の音
 を。悉曇法に依りて。音韻通用の位を定めて。豎行横行
 の字原に畫を設け。横の字原を偏とし。豎の字原を旁
 として。豎横の會位を合せり。字を製りて。吏道と稱て。
 圖に書て。その字の製作の由来をも示ししるものなり。

多^ハ。但し其字音を韓國の音ぢれど。皇國言のどく
 清朗^ニを^ハ所^ラざるべ^クれど。其も漢字音を皇國^ニよ^テ
 唱^ルふるおとく。お^ハの^ハの音に合^ヘて唱^ル來^ルる傳^ハよ^ク
 りて。片假字をもさ^シき^ルるものある法^シし。今此^レを字音
 圖といふ法^シが^クて豎横の字原^ニ畫^ヲを除^テ。五字九
 行合^セて四十五字^ニ所^リ。いま推考^スるふ。もとハ十行^ニ
 多^クな^リ。初行^ヲを寫^シ脱^スるもの^ハ多^ク事^ニ決^メる^ハむ。さ
 ら^ニ考^定め^テ。別^ニ下^ニに舉^ゲ法^シす。

○丙本行字體

今 ^ス	ウ ^ウ	フ ^フ	モ ^モ	今 ^ヒ
今 ^ア	フ ^オ	フ ^ワ	フ ^キ	今 ^フ
今 ^セ	フ ^エ	フ ^ヌ	フ ^ロ	今 ^ニ
今 ^エ	フ ^ニ	今 ^ソ	フ ^ラ	今 ^ヨ
今 ^ホ	今 ^サ	今 ^ヲ	フ ^ネ	今 ^イ
今 ^レ	今 ^リ	今 ^タ	今 ^シ	今 ^ム
今 ^カ	今 ^ハ	今 ^チ	今 ^キ	今 ^ナ
	今 ^テ	今 ^ツ	今 ^ル	今 ^ヤ
	今 ^ノ	今 ^メ	今 ^ユ	今 ^コ
	今 ^マ	今 ^カ	今 ^ヰ	今 ^ト

右丙本ハ。乙本とくもふ寫傳へきるものふ。上^ニに

尋るがごとし。こまもかのヒ。フ。云。次第よものして。
 甲本乙本の字體の偏を初はの字原冠スふ。旁ツ找リの字行
 原下りよして。以さくりのどら先て書たるものあり。
 此行體。本書假字サのし。真體ニ據りて。今新ハ片假字を
 施サして。其を圍みて。新加を分てり。

○丁本草字體

ヒ
 フ
 ミ
 ヨ
 イ
異本イ

<small>異本</small> ツ ツ	<small>一本</small> シ シ	モ	ム
ワ	キ	チ	ナ
ヌ	ル	ロ	ヤ
<small>一本</small> ツ ツ	ユ	ラ	コ
ヲ	井	子	ト <small>一本</small> ト

ス	リ	ウ	タ
ア	ハ	オ	ハ
セ	テ	エ	ク
セ	エ	ニ	メ
ホ	ハ	サ	カ

一本作 タ
一本作 ハ
一本作 セ
一本作 ハ
一本作 サ

子
 女

右丁本も亦と或人のもてる四本を得て見るに真行の體をいきく形ざら然と書くるものと見えきり。但し本ども互に異なるところづくのほるを校へ合せ。本字も亦と一かるはく見ゆるあをとり。但しり以下字の次第錯又同體とみえて異なるところほれきる本も有り。又同體とみえて異なるところほる尤別左旁に書ぶるごとし。されどいあふても本字の趣とみえがとたが多あるハ。漸に寫しむが免と

るものなる法し。又漢字の草體も。その本字よりいそ疎
く書けせるが所るにも准へ抑りお法く。皇國の草假
字にもはさおもひ合を法し。那布以ちが漢人草假
字を書う川して。かまが國籍ふ載きる中に。いそく訛
りきるが所を。おれに免ぐらして。もねもひ合は
法し。さていそゆる草體も。例のヒフ。云。云。尋常の片
假字をさしきり。ささくあ。件は。フ。云。書。此。三體。も
とむ。川。に。具。へ。と。河。り。々。る。が。分。ま。て。世。を。傳。は。ま
るものなる法し。藤貞幹の草體を寫して注して云。
徳紀曰。皇孫齋來之神寶之名。右見大成經。中之上。宗
此字の事を辨て云。右鹿嶋社寶庫所藏。四十七字。傳言

神代文字。貞幹按。八紘譯史。所載。苗人。書。無。與。此。異。疑。上
世。苗。人。來。所。書。矣。と。記。せ。り。同。人。好。古。日。錄。も。然。云
云。り。今。その。八紘譯史。を。檢。る。清。康熙。二十。二。年。陸。次
雲。が。著。せる。書。も。諸。蕃。國。中。の。字。を。載。て。譯。語。ら。び。さ
國。の。漢。字。を。當。き。る。もの。なる。が。苗。人。の。書。ハ。載。ら。び。さ
て。その。蕃。字。中。に。も。い。さ。く。似。き。る。字。の。お。り。ら
ぶ。貞。幹。譯。史。を。よ。く。も。見。ず。て。謾。言。せ。る。所。り。

丁本附
○朝鮮人以諺文草體所書皇國歌詞

Handwritten Korean text in cursive style (Hangeul) with annotations. The text appears to be lyrics written in a cursive script, possibly related to the 'Korean lyrics written in cursive' mentioned in the header. There are several characters with small annotations above or below them, such as 'キ', 'カ', 'ヨ', 'ワ', 'エ', 'ニ', 'ト'.

此本書を。伊勢人河村春雄が。由ありて持傳きざるを。
縮寫せるなり。片假字もよくよみを施する者。吏道に

心サ
 心イ 心イ 心シ
 心イ 心シ 心ト 心ナ
 心コ 心ケ 心ニ 心ム 心ツ
 心テ 心テ

三體ももとのき。諺文は真體よりて。今おのきか
ものせるなり。但しその歌詞の中に音の違ふるが
あるを。五字假字を圍譯人の詞を渠が聞訛する。
或もきくとりあはれどして。形まじひる書を象も
のを見えたり。

○いま件の本ども找見合せて。乙本真體の字音圖を。甲
本真體は後ふ記せる。豎横の行は字原の畫は合するに
證アカ。さき其字音圖を。五字九行四十五字あるを。甲本
丙本のヒフエ書も。四十七字の中より字音圖を無
きオアの二字あるを採りて。試み字原によりて初行

よ置き。まゝ字原此例に依りて。ウ。イ。エ。ハ。三字を作り
補ひて。ウ。オ。イ。エ。ア。の五字として初行と定免。乙本の
字音圖を補ひて。行おとふ丙本の行體と。丁本の草體
とを雙べ記し。さゞ對馬人より得ざる今の諺文を。伊
呂波に配て書て。假字さしあるがほるに依りて。其を
真體の次おと行體の上目近く雙べ書き。又訓蒙字會お
此書の事々。見えざる諺文の異體を書添へ。おと諺文
下の云々。し。見えざる諺文の異體を書添へ。おと諺文
の草體を。おと歌詞を書るかぎり採りて書加へ。諺
文も。もと吏道より出。ひさく。轉。り。ゆ。もの。形。る。事
を證して。世に神代字とひるるもの。韓。國。に。吏。道。を

る事を證し辨へむとして。圖を作るおとかくのどし。

○今考定吏道諺文對照字音圖

凡例

- 一 圍内に書きするハ。上よ論へるおとく。今考定免て補ひたる字なり
- 一 一首の五體一行も。吏道の豎行に旁の字原なり。そ
れよ施しきる假字也。次ある初行に本音を擧て。
横行の同韻に用ふる事を示せるなり
- 一 真體は初行より。十行に至るまで。上頭毎に別ふ

掲^{アケ}て書るを。吏道に横行の偏に字原を一體に
擧ぐ。其行の發音を呼て示せるなり。

一その五字十行を。吏道の本體より。以てゆるる真體
なり。

一真體に字毎に。左傍より少し引さげり。小さく書添
きるを。諺文を對馬讀の音に依りて當ふるもて。
奮^{モト}れ吏道との差同を。目安く見合を法くものせ
るなり。さて其諺文に書加へきる假字を。訓蒙字
會に注^ルせる。諺文の反切に字母音をよみ考きる
もて。おも對馬よみの音も考合を法きくもなり。

一横行の字原に左傍に書添ふるを。吏道の例に依
りて。諺文に字原を推考するなり。其音假字も。字
會に反切に依りて注^ルせり。

一真體毎の左傍に。同列に並べ書るを。以てゆるる行
體なり。訓蒙字會に用ゆるる諺文の中も。此行體
に書きるも。又少し差ひて見ゆるも有り。形べく
もよみ得がたも多かきと。今さうにとみ得
きる中に。おの行體と全く同トきと。又變體と見
ゆるをとりて。おれも真體の左傍に諺文の例に
書る字法。但し其を共小圈中に書る。

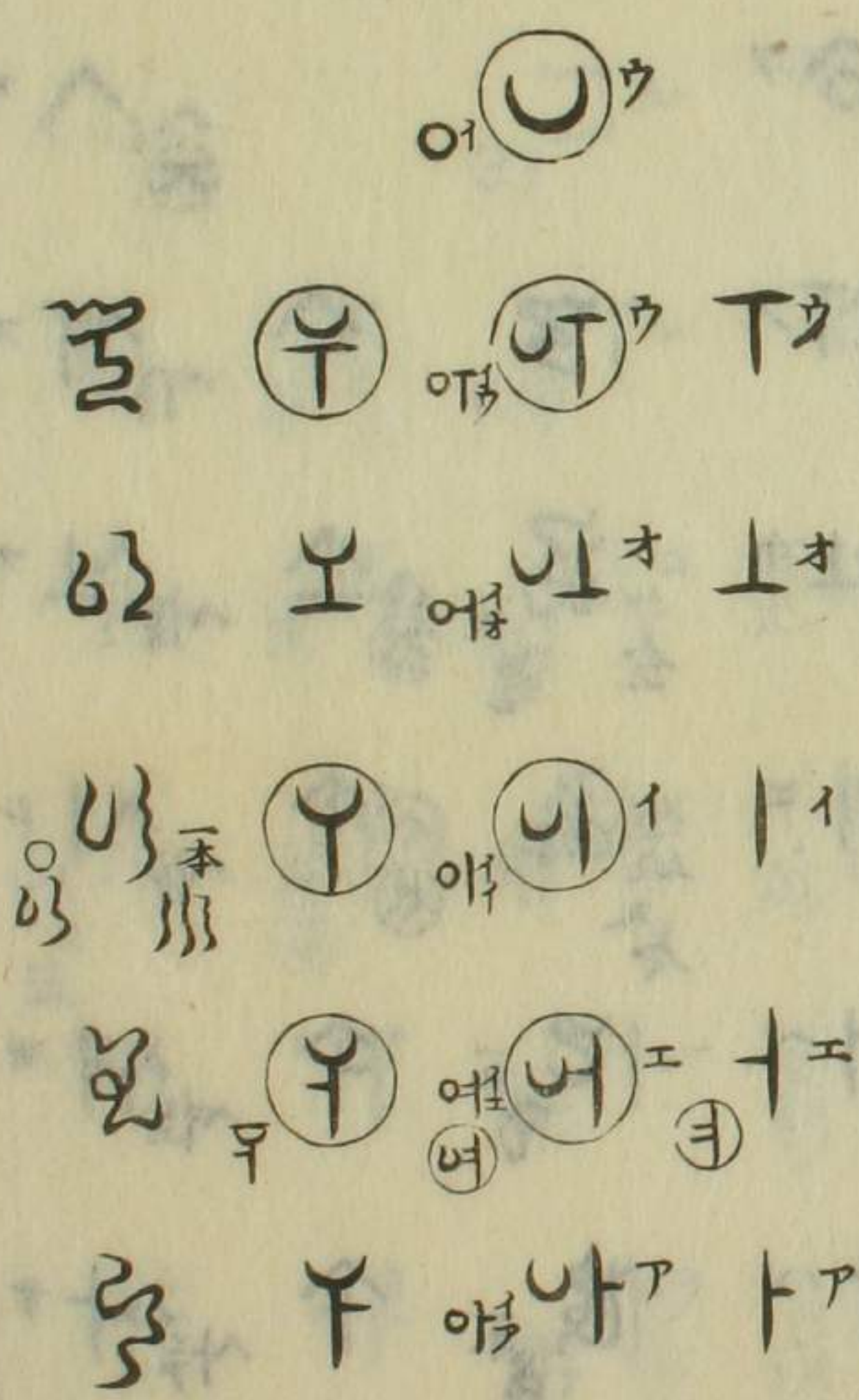
一 おゝ行體も並べ書るを。草體あり。

一 その草體は左傍に。圈下は書るを。上は擧ぐるを。丁本附は諺文の草體も。かの如き。かゝの歌。書き
る字のかぎりを。採りて當載するなり。

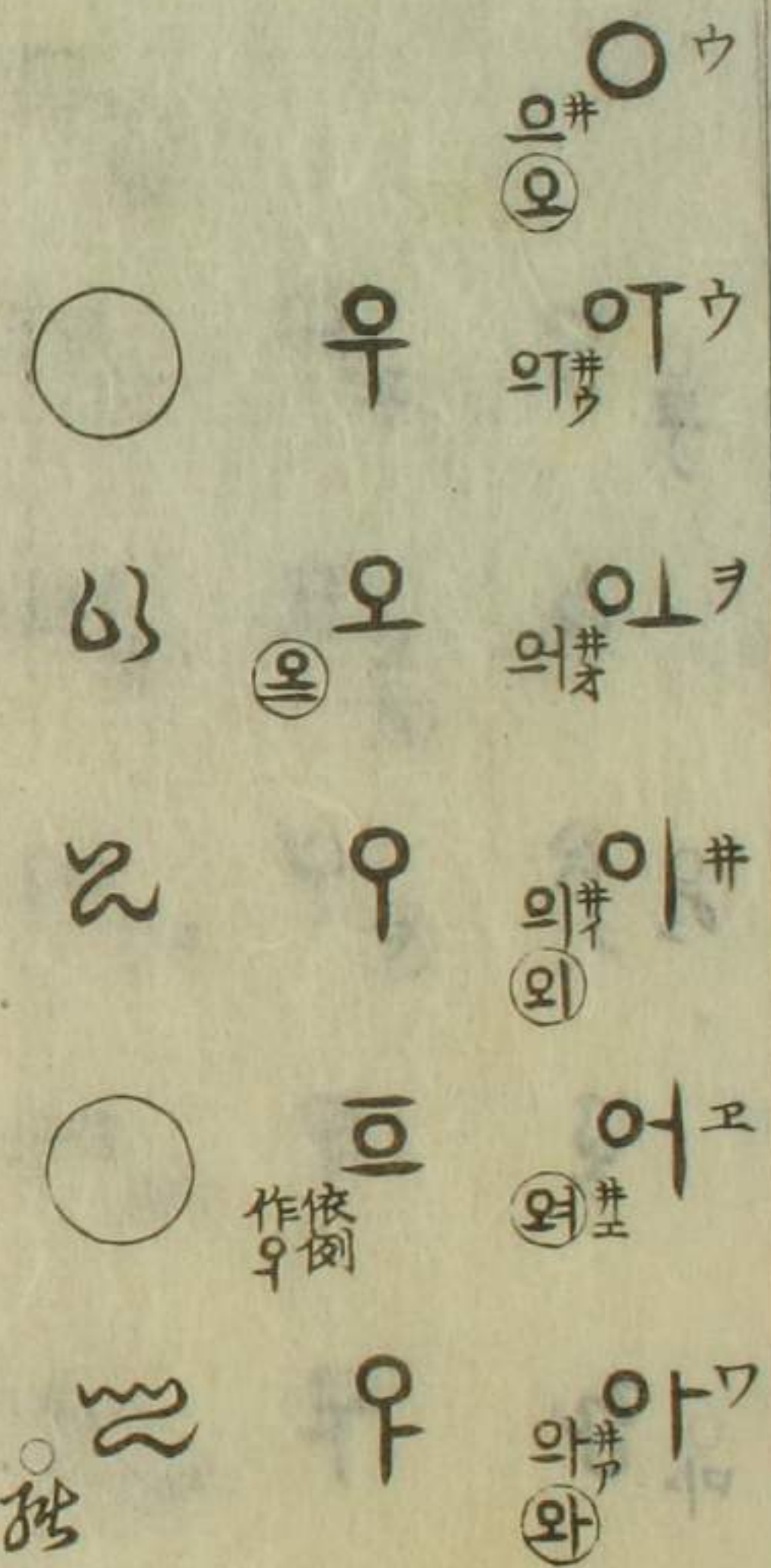
一 五十音圖の位置。字會も。此圖を注さざれば。諺文音を當れ。たの流から。此圖

は合皇國なるを違ふ。皇國を今形べく。豎行ア。イ。ウ。エ。オ。横行ア。カ。サ。タ。ハ。マ。ヤ。ラ。ワ。なれど。むろゝと。あまゝと。異なるも。きこえて。古書ども。見え。くろ。されど。豎横の音。通ひを。以て。きも。異ならん。此事を。既し。片假字の。卷も。以て。する。が。おとし。

一 変べて外國人の聲音を。朦朧雜曲にして皇國は。清朗單直なる正音ふ合カチたざれど。吏道諺文の字。音を定むるにも。あひや斯方コナタの音も。叶へきるも。ありときこゆまむ。其意ココロしらへて。辨ふべし。



右の圖に書所らはせるおとく。吏道に諺文を對照せ
見るに。諺文を豎の字原に十を十とし。横の字原を
を〇とし。合を口とし。口を口とし。コを己とし。〇を
として。其異体を傍に圈中にそのほりて全く相同じ
但し首にウ。オ。イ。エ。アの一行あるはきが脱しうるとみ



ゆきを今加へて書せり。其由を上ふり。其由がごとし。か
くて横行の字原吏道は音をウ。ス。フ。ツ。ル。ヌ。ク。ユ。ム。ウ。
なるを諺文をイ。ジ。ピ。チ。リ。ニ。キ。イ。エ。ウの音とせり。
此字原を。おべの諺文。さて諺文の字を檢る。吏道
は交へ用ひたるも見ゆ。の字原。一行の字。おみその製。よく別なり。
左傍に書そへ。古に吏道と今に諺文との差異。お
を見合せ。古に吏道と今に諺文との差異。お
ほり。かくのどく。なるはし。
○朝鮮ぶみ訓蒙字會。漢字を擧て。其字の音訓を諺文
と識せり。世宗が諺文を製する頃より。其の首に。諺文
はよそ百年ばかり。初聲終聲通用の八字。初聲獨用。初聲
字母とく。初聲終聲通用の八字。初聲獨用。初聲

獨用の十一字。合て二十七字を擧げ。次は合用作字例。
まゝ四聲定位圖をも擧ぎ。猶その字音を示せる漢
字音を。訛ヨコテりきるか。この方音を。あらざれむ。讀得か。
きも。あり。字體も字母合字。れど。交りて。變體とおぼし
たも。交りきれむ。多や。はく。讀心得が。と。なれど。篇中に
擧ぎる。漢字の當きる音訓の諺文を。今件の音圖を。書
加ふる。諺文によりて。合用作字。れ例も。依り。れ。布書さ
おをも。見合せ。推考。み。き。む。お。同。う。と。ハ。よ。ほ。る。く。れ
り。あ。き。よ。依。り。て。も。上。に。擧。ぎ。る。字。ど。も。を。韓。國。の。古。語
吏道。も。て。諺文を。吏道の世々。お。差。錯タガヒゆ。き。こ。る。を。改。製

し。き。る。も。れ。なる。と。ま。は。く。明。け。り。さ。く。此。吏。道。の。皇
國。の。傳。を。統。る。ハ。皇。國。よ。り。韓。國。を。治。る。ふ。に。あ。を。せ。て。
以。て。は。や。く。譯。者。れ。ど。の。書。傳。へ。置。る。が。世。に。遺。り。き。り
ける。を。神。道。者。か。ど。の。さ。る。も。の。と。を。知。ら。で。さ。か。し。ら
る。神。代。字。な。り。と。い。ひ。あ。さ。ヒ。フ。エ。ヨ。云。々。の。み。ご。り。言
を。さ。す。牙。尔。造。り。て。書。連。結。こ。る。も。の。と。あ。そ。も。見。え。く。れ
○釋。日。本。紀。に。師。說。大。藏。省。御。書。中。有。肥。人。之。字。六。七。枚
許。先。帝。於。御。書。所。令。寫。其。字。皆。用。假。字。或。其。字。未。明。或。乃
川。等。字。明。見。之。と。見。え。こ。る。乃。川。を。吏。道。の。草。體。と。い。ひ
れ。ど。書。る。が。所。を。お。も。へ。む。も。し。く。ハ。吏。道。に。草。書。る

て書きたるものなり。一よや。さらむ肥人をコマビトに
 高麗人からむ。萬葉集十一卷。肥人額髮結在染
 木綿。染心我忘哉。とある肥人を舊訓ルコマビトと訓
 先り。肥をコマとよむべき義也心得がさけまど。故か
 くて然訓べくもあらざ。も一くハ古を肥きる人をコ
 マ人といひて。さも書物きりり。にや又ハ高麗人を
 明べくふとり。するより。そのかみ肥きる人を高
 麗人のおと。といへる。ら。戲書の例。肥人とかけ
 るもやあらむ。萬葉集十二卷。コチタ。云といふ。ま
 毛人髮三と書るも。毛人を蝦夷の事。して。そが身の

毛多多くむ洗か。げみ見ゆる意をもて。戲書。ませる
 も。似きるあ。るなるにおもひ。洗をほべし。今谷谷。つ
 くる。唐人の色赤みてさ。り。げ。ゆ。る。人。を。た。ら
 少く。目の色赤みてさ。り。げ。ゆ。る。人。を。た。ら
 へ。額。髪。を。染。木。綿。み。ぐ。る。を。一。く。結。ひ。か。ざ。り。と。る。明
 ら。ひ。て。い。や。か。さ。を。明。り。し。る。中。に。乃。つ。な。ど。書。る。を。明
 尔見え。る。由。明。る。は。く。お。も。を。る。く。由。上。卷。草。假。字。比
 下。よ。い。ひ。つ。ま。ど。又。か。く。も。ね。も。は。る。く。明。り。な。を。よ。く
 考。さ。む。は。し。

○假字本未附録

○世

○天武紀五十一年三月命境部連石積等更ニ肇テ傳ム造ラ新字ヲ一部四十四卷ト載ラまシるを釋日本紀ニ公望宿祢ノ日本紀私記を引て師說ニ此書今在圖書寮ニ但其字體頗似梵字ニ未詳字義ヲ所レ准據ト注スへり此新字造らレめ多クへるをカの新羅ニ吏道を製スる頃トおほりた同一時ニ當レり上その時ハ事ハ紀ヲ按ルるニ此御世ニまシることニ三韓國ヨりきて親シく平服ヲ參來ルる中ニも新羅ニまシよク懷キ奉ムるさオもク其御世の二年閏六月その國王使を奉て騰極を賀シ奉り別ニ使をもて先皇ヲ喪を吊奉り四年二月王子忠元その

外大臣等来て調を進り同年三月まシ調を進ル。五年御使を遣ス。明ノ同年十一月大臣を奉りて政を請奉り此時肅慎ノ七人又別使を以テ調を進ス。又同月高麗ニ遣はシきる御使を送リ筑紫へ來ル。七年使を奉て當年の貢を奉らむとせるニ海中ニおシ暴風ニ逢て加良井山等參來ク其由を奏せり八年正月高麗ニ朝貢使を送て筑紫に來り九月新羅へ遣はシきる御使人歸來レり此御使遣ハしキる事紀に脱り十月金銀鐵をはシ免シ十餘種の貢物を進り別ニ天皇を始奉り皇后太子ニ金銀刀旗ハ類を獻ス。九年まシ高麗の貢使を送り來リ。又別ニ貢を獻り習言者

○假字本末附録

三人来り。十年七月御使を遣はし、九月帰来り。是
年の調税を復し、七月に閏あり、おまより先、三韓、十
俱来、之子孫を並課役を免し、初年十年又金銀銅鐵
を始、數多、珍貢物を獻り。別、天皇、皇后、皇太子、金銀
霞錦幅皮の類を獻る。十一年六月又高麗使を送来る。
十二年十一月調を進る。十三年、是年前、高麗を遣は
し、くる使人の、唐國に没りて、新羅に傳はり、至るを
送り来り。あ、高麗に御使遣はし、かの國より學問僧二
人來り。十四年十一月、大臣どもを奉りて政を
請奉り、調を貢る。朱鳥元年四月、調物百餘種を進る。使
人あ、六十餘種の物を獻り。別、皇后、皇太子、諸親王

もも物を獻る由載られり。件の紀中、御使を遣
はし、る二度の重事を、漏さず、かの國より定例
珍貢進の事、おほ記し、漏さざるも、ありぬべ
し。かくて、ねもふ、そのかみ、新羅の仕奉り、さぬ、小
阿、をせ、よく、皇國言を習、て、ハ忠、仕奉、る、あ、と
き、わざ、お、た、上、引、出、き、る、が、ご、く、御世の九年に、お
と、さら、不、習、言、者、を、遣、せ、ある、も、こ、と、こ、り、あり、た、か、く、あ
り、さ、ぬ、な、り、々、れ、バ、も、は、ら、皇國言を、書、い、あ、た、せ、む
料、前、に、薛、聰、が、心、さ、と、く、を、あ、ら、ひ、て、吏、道、を、製、り、と
ま、々、る、が、便、よ、た、ま、く、に、お、べ、く、方、言、を、も、か、き、記、を、事

と有りしものなるを造らし。かくて又おもへば、御世の
十一年。石積等も命せし新字を造らし。先かひきるも。
そのかみ新羅に新し吏道を製りて。皇國言を習ひ
て書記せるを覽せ奉り。誠疑茂顯はし申せる。茂見そ
れをして。便よたものとおもほして。おれにとも韓
國どもの言を書記し置せぬ。あつハ皇國政事をも。
言のまゝふるはし。書記さし先かむ料も。試し
新字を作らし。先かむるも。ぞ有りし。私記し其字體
頗似梵字。未詳字義。所准據と見えたるも。かの叢話に
諺文を依梵字為之と云ふるも。法きて。上論ひたる

がごとく吏道を原梵字に效ひて製れるものも。有るべ
きを。石積等が造れる新字も。吏道に倣ひたるも。有るべ
きを。又おのづから梵字に似せるもの有りて。其
をそのかみ漢字を假借字に用へるごとく。新し音字
を造れるものなり。然らば其用法。如と書附へし
らむるも。わづらひ。一卷は。くりも。有りぬ。法きを。
四十四卷とある。其新字をもて。試し上古の諸事。茂
語言のまゝ。今新假字文のおとく。書連ねて見せ奉
り。きりしものなる。法し。然らば。俾造新字。書四十四卷。
新字を造らし。先かむ。や。然らば。記さる。法き。書字無き
させぬ。るも。先かむ。ま。撰書と云べき。あり。さ。試

○假字本未附録

其あつろあらひせそハ此前年紀。川嶋皇子多ち十
一人。小詔して。令記定帝紀及上古諸事。大嶋子首執筆
録焉。とみえざる漢字此書を。さらに新字もて試ふ書
連させ多ひあり。一ふもやあらむ。されど其をもと漢
字もて書きたるものかれど。其を以ま肇て造れる新字
もて。御國言ふうのし書とらむ事のきやけからず。又
言はるひねどの熟くもとののはざりけむを。天皇阿
かぬとも思ほし先して。御みはから。さらに其本書と
もをよそとくのへ。上代新意言を違へむ。語言の書記
さしめぬをむ御意に。まの御口はから稗田阿礼の

教へて誦習はし先ぬひ。形布とく正しぬ。先くおも
ほしてれをせるほど。崩り多。身傍から。さるまぎ新
ふ新字新書も世ふ行なれむ。元明天皇の御世和銅四
年におよびて。かの阿礼がよみ習ひおきける勅語を。
太安麻呂朝臣に詔して書記させぬ。るが古事記が
る法し。されどいまご世ふ行なれざる新字も。書し
先ぬふ法きにあらざま。ハはやくより世ふ行なれた
る漢字を用ひて。安麻呂朝臣が。からくして書とらま
きりしもの形る法し。その書ぎぬくる。いままきる
趣ハ。その序文を見えたるがごとし。公望宿祢の師也。圖

書寮に之を見きりといふるを。石積等が奉まゐる本書り。
さらばを其寫本に遺りきりしものなり。さし、さし、此
新字に事な。草假字、卷ふ既に論ずる説あまど。吏道の
事につきてを又かくも推考へきるなり。おほよく考
定むべし。

餘論

○天武天皇の御世に新字の事考によりて。おを神
代字の。天武天皇に頃新羅に渡りしを。薛聰がもは
ら其字に博士とありて。人にも教へきるを。新に製り
きるおとく。謬傳へきるもの。すべし。此考をこゝと

かあといふうちへして見ると。おを。かをりて神代字
の韓國に遺り傳はりしをよ。お證といふべし。廣成宿祢
に古語拾遺に。上古之世未有文字。云々。おとく。いふる
を。かゝる明證あるを知らず。推量説せるなり。とい
ふ人もあるべし。おと。其をあらわす。神世に。おを
いふ。おと。古の世々。お有る。古書にも。およく。いふ
あぢは。おを。おほ。おと。推は。おら。もの。おを。神
世に。さら。て。上古に。文字の。おり。けむ。おと。おを。お
事。おを。さら。に。おを。おと。無きを。おを。おと。今の世
に。おを。おを。おの。おも。書記。おと。て。古今に。事を

知り辨へむとほるともがら此意にを。上古より文字
 とひふもの形かりせむ。ひうにしてうハ。上古の事此。
 かくさぶらふ傳をらほし。と一ひくりにをき終もおも
 ふ終々れど。上古を形べく人の心直スナホふ。きも流よきが。
 世間ヨリナカよろいお知らりて。事さぎしげからざるにあ
 をせて。ものを遺忘ワスる。事形々れむ。其を別コトる志るし
 おく流きものを造らむとおもふ心もあらざる免終
 也。字ハ形くて事き終りし形る流し。今イマの世よおよび
 多くオク夷ヒの字形き也。皇國形上古よ似ニたるさまおれ
 ど。此ハ蠢オカシ愚カあるが故なり。阿アおかし。おそまらとひと
 けり。みよねもふ信シ今も邊土カキナの山里人形どの世々ふ
 きよハあらばうし。

字といふををきよ。あらぬばあり形るきをものもの。
 さらる字ををのむ意形き故ふ。おれ流うら形も流よ
 くて。ほどくふやうし。此事どもをも語り継つ。と
 ろいおがえをりて事き終り。古語拾遺の序も。蓋聞上
 古之世未有文字。貴賤老以口口相傳。前言往行存而不
 忘。書契アサテヨリ以來不好談古。浮華競興。還嗤ウツ舊老。遂使人歷世テ
 而彌新事逐代而變改。といゆるハ。まことに正しき古傳
 説を述て。いを終るる歎ふこそあり々終。書契以來
 漢籍わくより来りて其後を。其をよみふりて。貴賤老
 風の浮華形る。意うりて。皇國形上古より。貴賤老
 少口々相傳を。質朴正實ある。前言往行の談を好ま
 る。道ミチを信む。舊老をむ。愚形りとして嗤るもの。

○假字本末附録

三

多く競ひおあり。よろい漢意にうつり行おへ。上
 古より傳説を廢れゆきて遂に正實の古風此變改
 れる事此多く形なきるよしを嘆ききる意なり。古書ど
 もの在が中みかむり正しく大なる道の嘆せる文
 見えざるを形し。形布いなく。はべく此序此漢文をさ
 るるよて彼國の故事形どの熟語をさへ用ひあが
 らかまぐ浮華の效をば漢文を奴のどく用ひて志を
 迷おと事を記せる書さまにひくるまでめどきくと
 もめでとし。深く意をいまかへ。さそひずと。大御世
 すかへはよみ味ふ。清きてよこそ。さそひずと。大御世
 のおほく榮えぬふみく。皇國よまけちりき韓
 國を治めぬふはどまりて。漢國の字を用ふ事と形
 也。此事中外經緯傳。其より漸ふる清りて。漢字よもと
 みに委しく論ずり。假字といふもの。ひできくる形ど。おのつ
 清きくる。假字といふもの。ひできくる形ど。おのつ
 かられひきほひあると。本篇よもいへるがどくよて。

大皇國此御政のもろこにおよび。清ひよそのほ
 うの國々おごも。志き及さる清きもとわとさへ形り
 ぬまむ。皇國よてもそはお新くる字のあらむよとあ
 よねある清きてよりあるハ。お新くる大御世を守護
 まはく。清く神きち。此御はからひある清き。越とも
 す新む皇國よ字の形あり清るを。あらぬ事にひお
 もひく。あらぬものを偽造り出で。あく論ずる布ら
 ふさへ。神代字なりといふりの。近き頃とり。くよ
 見え聞あるを。鈴屋大人此直昆の靈よいをれ清る。猿
 どもの人を見て。毛形きぞとこらふを。人の耻く。あま

かある或志ひて求出て見せしあらそふきとへふ。此
種も又なぞらふ法し。かへはくも後の世に文字を
きのみ。書籍ふたよりて。然もとわくなりき法る心な
らひもて。古をうごふ法きよを所らばかし。

○古き文書に捺^{サシ}きる印文。あま土中より出きる金器
形どよひや希々ふを。以てゆる神代字といへる體の
おとく見あさるくが所るふよりて。かの三體とも
おしねよぼして。神代字に證なりと云へる説も然あ
も免まど。其印文など。かの種が目ふをさもやとをみ
えがと々れど。それ違ふりときをめぐむひがとけ

種を。志はらうく彼説ふ志とがむく以て。韓人^トに歸^キ化
く在けるが。已も本國に吏道を印文ふ用むるも所
る法く。又を物おのみせる人。印文を韓人あま譯者
形どふあ法らへつけ。吏道もて書せしる。又それ
字をもてみ川から書てもものしきるもある法し。金器
あどをも准ず法べし。近世ふ紅毛學する人あどの。か
此國の字を印文とし。或も器あどを書おけるが所り。
古といひる。ま終くふをさる物おのみせし人。此
所るまど然あらば。あま土中より出きり形どいふ
る。古印金器の中ふ。か草體ふも似た。何とも志らま

を。屈曲せる體をものせるが有り。其を近むらし南蠻
などいひて國人の来入居りたる事此ありたるを。そ
れともがらが持きりしもある法し。又その蠻人を信
せるともあら。さる字を用ひたるも有りし。然る法
し。おも旁カスおもひ合せらるる事も有まど。阿か申
し。こゝおもいふ法くもあらは。

○かく記しおける後。おれ頃大和國法隆寺モテ爾藏る。沉
水香二材エリモシ刻字を摹ウツして。楷本スリモノおもれしきるを。穂井
田忠友が都よりおあせしるを見るふ。其香木二材と
もに長二尺許。徑三寸許。墨よめて其介量を記して。字五

年字とそ。天平寶字を省きたる書ざまり。此ハ當昔
天平寶字を省きたる書ざまり。此ハ當昔
とも書る。東大寺寶字とも書きまゝ其を省きて字
古文書中おも例あり。三月四日云々と記し。木端
烙印ありとぞ。忠友の考ふ。刻字。必是古韓字。烙印。必
韓商所用。並未得讀解と記せり。續紀を按ふる。三年と。同
四年。高麗王使を遣りて。方物を貢り。きる事。天皇紀
り。此香木も。天皇寢疾。不豫。十月。新羅進調。是月。天皇遣
使。奉。沉香。旃檀。香。及。諸珍財。於。法隆寺。佛。と。え。と。る
より。前。天平。十九年。勸。録。せ。る。此。寺。の。資。財。帳。の。香。壺
拾六種を載せる。中。ふ。沉。水。香。十。兩。天。平。八。年。平。城。宮。皇
后。宮。より。納。賜。と。記。し。又。別。ふ。沉。水。香。六。十。六。兩。と。記。し。
て。介。量。も。い。き。く。別。り。考。せ。ら。る。と。著。し。さ。と。其。刻。字。以
り。形。ら。む。と。おも。ふ。を。り。あら。奈良人西村知氏が。此江

○假字本末附録

○目三

戸に來れる次なりとて訪ひ來れるに。そのと語らひ
出き終む。其沉水香おのまも忠友と共尔見きり終る
也。其木堅く割ききるまゝに終るものともえ。木理のま
に凸凹ある面也。字也。以と麁略な浅く刻りとするが。そ
の刻ると終り欽損ききるよりと見ゆるところも有り。
もとよりあくばくの年経るほどに壞損ぬきりとも
みゆ終む。以とよく勉てう流しきりともいふ也。終り
字畫り。壞損ききるより。さざらへは辨へがさきとある有り。
さて已が目よを。二材ともお同字なりむうと見あさ
れより終るといふ有り。今其二人の説よりて。吏道より比

べみる。鬚鬚其變體なるはよく見ゆる。さらにか
終摹本の字畫と見ゆるをとりて。縮寫して。試み其右
旁よ。知氏が二材同字の説もとづきて。推して二材
の字様を。吏道も合せ書頭を。又其右旁よを。吏道
を當て。左旁にを。おのまが推考きる吏道を當て志る
也。但し此を今終俗也。商人が志る符徴といふもの
を。韓商が志る。此目より。に刻り記しきるも
はより。其心志らひしてよみ試きるなり。今も朝鮮
文を書みどりて。商物の目志り。前よ對馬人
よき。終り終り。今長崎に來れる清商が書けるも

○假字本未附録

○附三

然る趣もものせざるを辭し彼處より行きて在る
人のもとよりく移くるを以まももたり。

ニテ
エ
ニ
テ
エ
の

此も左の知氏が説く據まる。吏道の本体なり。

甲材
本字

ニ
テ
エ
の

此の知氏が甲材乙材共々同字なりむらと云へる考は據り
て乙材の字を比へ考てかくる字様を變体は書刻むとて
壞損するは年経るほどは磨剝れどもあつてものさ
るべくおしはかりてかくを見取しきるあり。

子
テ
エ
の

此の信友が見取しきる吏道の本体なり。但し其見取しきる
趣も右の以へるに同じ。

乙材
本字

子
テ
エ
の

ハ
テ
エ
の

此の信友が見取しきるところなり。甲材の下に以へるがごとし。

かくを書^{カキ}所らは一試法を^{モト}原の刻字と云ふ^{ワキ}分明^{ワキ}か
らぬものふよりて以へる考を移す。とふおぼつら
なれど。さんぐよすてがさたあちせらる移す。志を
らくこつふ書加へり。

嘉永三年庚戌初冬

東武書林

浪華書林

皇都書林

須原屋茂兵衛

岡田屋嘉七

英大助

河内屋喜兵衛

河内屋太助

河内屋茂兵衛

俵屋清兵衛

鉢屋安兵衛

林芳兵衛

伴信友翁著述目錄

一長柄山風

一神社私考

一瀨見小河

一中外經緯傳

一假字本末

一正卜考

一鎮魂傳

一驗杉 稻荷神

一蕃神考

在列

六冊

六冊

四冊

六冊

四冊

三冊

一冊

一冊

一冊

一松、藤靡 藤原家血統

一冊

一竹榮抄 皇子諸王賜姓例

一冊

一若狹旧事考

一冊

一殘櫻記 明德後南朝官方之事蹟及神皇御動座之事

二冊

一周易私論

一冊

一高橋氏文考

二冊

一和氣系圖附考

一冊

一表章伊勢日記附證

一冊

一上野三碑考

一冊

一宇知都志麻 神武中洲之御事及平城帝之御事

一冊

一中臣被要解

一冊

一動植名彙

十冊

一源順家馬毛歌合注

一冊

一史籍年表

一冊

一鈴屋翁年譜 附學道要語

一冊

一應聲考

一冊

一長谷寺縁起剽偽

一冊

一比古婆衣

廿一冊

一神璽三辨大刀契考

一冊

一八所御灵考

一冊

- 一 八幡神考 一冊
- 一 寶鏡秘證 一冊
- 一 倭姬世紀古文考證 一冊
- 一 佛神論 一冊
- 一 真卷弓鞆考 一冊
- 一 射実私論 一冊
- 一 神樂催馬樂私論 一冊
- 一 神樂催馬樂歌奇語考 附風俗
東歌 一冊
- 一 獸肉塩湯考 一冊
- 一 越前敦賀郡官社私考 一冊

- 一 方術原論 一冊
- 一 參考姓名錄抄 一冊
- 一 和名抄国郡卿考證 一冊
- 一 神社古縁起類集 一冊
- 一 逸文風土記 一冊
- 一 逸諸國國內神名帳 二冊
- 一 古文書集 九二十冊
- 一 古文書抄出 八冊
- 一 古唱集 一冊
- 一 古文物小集 二冊

一 古墓誌集

一冊

一 王のつる學のことくさ

三冊

一 武邊叢書

三十六冊

一 赤穂義士流芳

九冊

一 朝鮮荒山碑記事

一冊

一 遊古世古画抄出
職人哥合

五冊

一 皇居避灾例

一冊

一 續修國史姓名抄

十四冊

